

第 18 号（第18条関係）（平 3 総府令42・追加、平 6 総府令 9・一部改正、平21内府令68・旧第 7 号の 2 の 2 線下・一部改正、平27内府令 9・令元内府令12・一部改正）

第 号		打 刻 命 令 書 控
射練 撃習 場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	名 称	
設 置 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
銃 砲 の 種 別		
銃 番 号		
打 刻 部 位		
打 刻 番（記）号		
打 刻 方 法		
打 刻 期 限		
確 認	年 月 日	
	打 刻 の 状 況	

	印	切	取	線	印	
--	---	---	---	---	---	--

第 号		打 刻 命 令 書
練習射撃場		
指定番号		
指定年月日		
名 称		
設置者		
住 所		
生年月日		
氏 名 殿		
年 月 日		
公安委員会 印		
銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の11第 2 項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。		

銃打	銃 砲 の 種 別	
砲刻	銃 番 号	
打 刻 部 位		
打 刻 番（記）号		
打 刻 方 法		
打 刻 期 限		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。